

第8章 的確な行財政運営と住民参加を進めます

8-1 的確な行財政運営の推進

(1) 行政運営

【現況と課題】

本町の行政機構は、何度かの見直しを経て、現在は14課2室2局制となっています。そして職員の資質向上のため、研修の実施、情報通信技術の活用による事務処理の簡素化・効率化を進め、成果をあげてきました。

しかし、地方分権の流れの加速、少子・高齢化の進行と総人口減少社会の到来、災害・犯罪・環境などに対する不安の増大、個人情報保護を適正に管理する必要性の増大など、社会・経済情勢の変化により、住民の行政に対する期待はさらに多様化・高度化していくものと考えられます。

そのため、住民サービスの質を低下させることなく行政をスリム化するため、さらなる行政改革を進めていくことが課題となります。

【基本方針】

- 多様化・高度化する住民ニーズに対応し、きめ細かな行政サービスを提供できるように、行政組織の改善、適正な定員管理など、行政改革を推進します。
- 行政のもつ情報の公開や、町政への住民参加と協働を推進します。

【施策の方向性】

1 行政機構の整備

(1) 行政組織・運営の改善

- ◇限られた財源の中で、新たな行政課題や社会・経済情勢の変化に的確に対応するため、行政組織や運営全般の総点検を行います。
- ◇検討委員会などを設置して、より効率的で弾力的な行政組織の確立を検討します。
- ◇長期的な視点にたって計画的な行政運営を進めるため、行政改革大綱の見直しを行います。

(2) 適正な職員管理

- ◇職務効率を高め最大限の効果を生み出すために、職員の定数及び配置の適正化を図ります。
- ◇時代の変化に柔軟に対応できる意欲的な職員を育成するために、職員意識の高揚と自己啓発に努めつつ、職場研修や派遣研修など学習機会の提供を充実し、職員の資質の向上を図ります。
- ◇勤務能率を高め勤労意欲の増大を図るため、働きやすい環境づくりに努めます。

(3) 機動的な事業推進体制の確立

- ◇大規模で組織横断的な取り組みが必要な事業においては、プロジェクトチームを立ち上げるなど、機動的な事業推進体制の確立に努めます。

2 行政サービスの改善

(1) 行政事務の効率化・迅速化

- ◇住民サービスの向上や手続きの簡素化を図るため、インターネットやパソコンなどの情報機器の積極的活用により、行政事務の効率化・高度化を推進します。
- ◇職員総合ポータルサイト（＝電子的な情報共有システム）の導入、文書管理システム・電子決

裁システム・地理情報システムなどの導入、例規類の電子化などを推進し、迅速で正確な情報提供ができる体制づくりを推進します。

◇各種手続きや公共施設の予約などに関する行政手続のオンライン化が実施されていますが、今後さらに拡大します。

(2) 民間活力の活用

◇民間活力などを活用するため、業務委託・指定管理者制度・PFI（＝民間事業者による公益的事業）を推進します。

(3) 計画の進行管理の推進

◇可能な限り施策に具体的な目標を盛り込み、その達成を管理・評価・改善するシステムの構築を図ります。

(4) 情報公開の推進

◇住民の「知る権利」を保障し、行政の説明責任を全うするため、一層の情報公開を推進します。

◇個人情報保護法の施行を受けて、個人情報についてはこれまでも増して個人のプライバシーを尊重し、万全な保護体制を構築します。

【施策一覧】

| 施策名 | 実施主体 | 主な内容・計画・事業等 |
|------------|---|---|
| 行政機構の整備 | 行政組織・運営の改善 | 町 町 ○検討委員会等による検討 ○行政改革大綱の見直し |
| | 適正な職員管理 | 町 町 町 町 ○職員の定数及び配置の適正化 ○職員意識の高揚と自己啓発 ○研修（職場研修、派遣研修等）の充実 ○職員の働きやすい環境づくり |
| | 機動的な事業推進体制の確立 | 町 ○プロジェクトチームの立ち上げ等による機動的な事業推進体制の確立 |
| | 行政サービスの改善 | 町 町 町 町 町 ○職員総合ポータルサイトの導入 ○文書管理システムの導入 ○電子決裁システムの導入 ○地理情報システムの導入 ○行政手続のオンライン化の拡大 |
| 民間活力の活用 | 町 町 ○「指定管理者制度」の導入 ○PFIの研究 | |
| 計画の進行管理の推進 | 町 ○具体的な施策目標の設定と、その達成を管理・評価・改善するシステムの構築推進 | |
| 情報公開の推進 | 町 町 ○情報公開の推進 ○個人情報保護対策の充実 | |

(2) 財政運営

【現況と課題】

日本経済は、2002年(平成14年)初めから史上最長といわれた好景気が続きましたが、2008年(平成20年)後半の世界同時不況から大きく後退し始め、2010年(平成22年)前半の現在、まだ回復のめどは立っていません。特に、雇用情勢の悪化は深刻で、総務省が発表した2010年(平成22年)3月分の労働力調査でも、就業者数は26か月連続の減少、完全失業者数は17か月連続の増加となっています。

このような中、歳入では、今後も地方税収入の低迷が予想されます。法人住民税の落ち込みと同時に、失業者の増大や所得の減少などにより個人住民税の減収も避けられません。また、町民税などの自主財源だけでなく依存財源も、国が膨大な借入金残高を抱えていることから、将来にわたって大幅な増加は期待できない状況となっています。国も地方自治体も、景気対策のための公共需要の創出など、鋭意努力を続けていますが、邑楽町第五次総合計画後期基本計画の計画期間において、早い時期に劇的な景気の改善が見込める状況ではありません。

さらに、国の「三位一体の改革」の影響により地方交付税が大幅に減額された影響は、全国の地方自治体を直撃しており、全国町村会など地方6団体の度重なる要請にもかかわらず、是正される見通しは立っていません。

一方、歳出では、少子・高齢化の進展により社会保障関係費などの財政需要が増大し続けており、加えて、地球温暖化対策など環境問題への対応についても積極的に推進していく必要が生じています。

このような状況のもと、常に中・長期的な展望をもち、本町の特性や問題点を踏まえた自主的・主体的な町づくりに向けた、健全で計画的な財政運営に取り組むことが課題となります。

【基本方針】

- 社会・経済情勢の動向に留意し、自主財源の確保と依存財源の活用に努めます。
- 多様化・高度化する行政需要に対応するため、効果的、効率的に事務事業に取り組みます。
- 徹底した経費節減を図り、長期的な展望にたった健全で計画的な財政運営に取り組みます。

【施策の方向性】

1 財源の確保

(1) 自主財源の確保

- ◇住民の納税意識の高揚を図り、課税客体の的確な把握と課税、収納率向上に努め、自主財源の確保、伸長を図ります。
- ◇使用料や手数料については、受益と負担の観点から、社会・経済情勢の推移に即応した適性かつ公平な負担の見直しを図ります。

(2) 依存財源の活用

- ◇国県支出金の積極的活用に努め、町債や民間資金などについて長期的な展望を踏まえ、有効活用を図ります。

(3) 財源配分の関係機関への要請

- ◇国と地方の役割や制度を見直し、地方交付税などの適切な配分を関係機関に要請します。

2 計画的な財政運営

(1) 健全性の堅持

◇行政改革を積極的に推進し、常に義務的・経常的経費の節減、財政状況の分析、事務事業の慎重な選択を行い、財政の健全性を堅持し、計画的な運営に努めます。

(2) 弾力的運用の推進

◇住民のニーズを的確に把握し、限られた財源を有効活用するため、計画的・重点的配分に努めるなど、弾力的運用を図ります。

【施策一覧】

| 施 策 名 | | 実施主体 | 主な内容・計画・事業等 |
|----------|---------------|-------------|-------------------------------|
| 財源の確保 | 自主財源の確保 | 町 | ○課税客体の的確な把握と課税、収納率の向上による町税の確保 |
| | | 町 | ○使用料及び手数料の見直し |
| | 依存財源の活用 | 町 | ○国県支出金の積極的活用 |
| | 財源配分の関係機関への要請 | 町 | ○地方交付税の適正配分の要請 |
| 計画的な財政運営 | 健全性の堅持 | 町 | ○行政改革の推進 |
| | | 町 | ○経費の節減 |
| 町 | | ○事務事業の慎重な選択 | |
| | 弾力的運用の推進 | 町 | ○計画的・重点的な配分による弾力的運用 |

歳入決算状況の推移 (普通会計)

単位：千円,(%)

| 区 分 | | 2005年度 (平成17年度) | 2006年度 (平成18年度) | 2007年度 (平成19年度) | 2008年度 (平成20年度) | 2009年度 (平成21年度) |
|------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| | | 決算額 | 決算額 | 決算額 | 決算額 | 決算額 |
| 自主財源 | 町税 | 3,766,070 (42.5) | 3,846,111 (44.8) | 4,109,768 (44.5) | 4,111,585 (54.7) | 3,771,668 (41.6) |
| | 分担金負担金 | 36,657 (0.4) | 34,562 (0.4) | 42,844 (0.5) | 169,233 (2.3) | 176,800 (2.0) |
| | 使用料手数料 | 139,673 (1.6) | 137,955 (1.6) | 139,506 (1.5) | 136,515 (1.8) | 133,623 (1.5) |
| | 財産収入 | 14,488 (0.2) | 3,798 (0.0) | 8,817 (0.1) | 9,176 (0.1) | 3,739 (0.0) |
| | 繰越金 | 567,887 (6.4) | 772,028 (9.0) | 487,786 (5.3) | 524,481 (7.0) | 400,738 (4.4) |
| | 諸収入等 | 69,624 (0.8) | 66,574 (0.8) | 68,336 (0.7) | 59,928 (0.8) | 67,095 (0.7) |
| | 繰入金 | 881,686 (9.9) | 1,056,767 (12.3) | 1,932,275 (20.9) | 137,127 (1.8) | 985,529 (10.9) |
| | 小 計 | 5,476,085 (61.8) | 5,917,795 (68.9) | 6,789,332 (73.5) | 5,148,045 (68.5) | 5,539,192 (61.1) |
| 依存財源 | 地方譲与税等 | 802,975 (9.0) | 913,682 (10.7) | 617,970 (6.7) | 591,366 (7.9) | 562,724 (6.2) |
| | 地方交付税 | 1,046,331 (11.8) | 670,336 (7.8) | 588,718 (6.4) | 676,007 (9.0) | 913,142 (10.1) |
| | 国県支出金 | 928,245 (10.5) | 687,244 (8.0) | 831,760 (9.0) | 776,110 (10.3) | 1,585,071 (17.5) |
| | 地方債 | 609,700 (6.9) | 397,600 (4.6) | 412,523 (4.4) | 324,121 (4.3) | 459,500 (5.1) |
| | うち臨時財政対策債 | 327,700 (3.7) | 288,800 (3.4) | 258,523 (2.8) | 233,521 (3.1) | 380,000 (4.2) |
| 小 計 | 3,387,251 (38.2) | 2,668,862 (31.1) | 2,450,971 (26.5) | 2,367,604 (31.5) | 3,520,437 (38.9) | |
| 歳入総額 | 8,863,336 (100.0) | 8,586,657 (100.0) | 9,240,303 (100.0) | 7,515,649 (100.0) | 9,059,629 (100.0) | |

(注) () は歳入総額に占める割合

(資料：総務課)

歳出決算状況の推移 (普通会計)

単位：千円,(%)

| 区 分 | | 2005年度 (平成17年度) | 2006年度 (平成18年度) | 2007年度 (平成19年度) | 2008年度 (平成20年度) | 2009年度 (平成21年度) |
|--------|--------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | | 決算額 | 決算額 | 決算額 | 決算額 | 決算額 |
| 消費的経費 | 人件費 | 1,737,020 | 1,739,474 | 1,713,002 | 1,685,086 | 1,552,597 |
| | | (21.5) | (21.5) | (19.7) | (23.7) | (18.9) |
| | 物件費 | 1,012,248 | 1,000,585 | 1,006,350 | 1,102,474 | 1,103,090 |
| | | (12.5) | (12.3) | (11.5) | (15.5) | (13.4) |
| | 扶助費補助費 | 1,861,496 | 1,867,892 | 1,910,021 | 2,031,610 | 2,503,318 |
| | | (23.0) | (23.1) | (21.9) | (28.5) | (30.4) |
| | 維持補修費 | 41,213 | 42,032 | 40,418 | 33,502 | 65,253 |
| | | (0.5) | (0.5) | (0.5) | (0.5) | (0.8) |
| 小 計 | | 4,651,977 | 4,649,983 | 4,669,791 | 4,852,672 | 5,224,258 |
| | | (57.5) | (57.4) | (53.6) | (68.2) | (63.5) |
| 投資的経費 | | 1,699,373 | 1,450,114 | 2,303,885 | 558,010 | 877,782 |
| | | (21.0) | (17.9) | (26.4) | (7.8) | (10.7) |
| その他の経費 | | 1,739,958 | 1,998,774 | 1,742,146 | 1,704,229 | 2,125,760 |
| | | (21.5) | (24.7) | (20.0) | (24.0) | (25.8) |
| | うち公債費 | 629,030 | 653,802 | 713,109 | 695,821 | 657,507 |
| | | (7.8) | (8.1) | (8.2) | (9.8) | (8.0) |
| 歳出総額 | | 8,091,308 | 8,098,871 | 8,715,822 | 7,114,911 | 8,227,800 |
| | | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) |

(注) () は歳出総額に占める割合

(資料：総務課)

財政に関する指標等の推移 (普通会計)

単位：千円,(%)

| 区 分 | 2005年度 (平成17年度) | 2006年度 (平成18年度) | 2007年度 (平成19年度) | 2008年度 (平成20年度) | 2009年度 (平成21年度) |
|----------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 実質収支額 | 540,941 | 362,645 | 437,560 | 370,090 | 405,285 |
| 単年度収支額 | 119,791 | △178,296 | 74,915 | △67,470 | 35,195 |
| 標準財政規模 | 5,089,092 | 5,168,904 | 5,212,483 | 5,464,298 | 5,480,034 |
| 基準財政収入額 | 3,179,353 | 3,549,883 | 3,654,886 | 3,612,192 | 3,354,842 |
| 基準財政需要額 | 4,133,058 | 4,125,933 | 4,138,880 | 4,174,617 | 4,157,565 |
| 財政力指数 | 0.76 | 0.80 | 0.84 | 0.87 | 0.85 |
| 経常収支比率 | 87.0 | 90.4 | 94.2 | 94.6 | 91.6 |
| 地方債現在高 | 6,449,648 | 6,319,032 | 6,136,121 | 5,870,479 | 5,768,889 |
| 公債費比率(※) | 9.4 | 8.9 | 7.1 | 6.8 | 6.6 |

(注) 金額はすべて決算額

(資料：総務課)

※平成18年度以降の公債費比率は、実質公債費比率を記載

(3) 広域行政

【現況と課題】

交通手段の発達や情報化の進行などによる社会の発展により、住民の生活圏は拡大し、加えて意識の多様化・高度化によって行政に対するニーズが複雑化しており、広域的に対応すべき課題が増加しています。地方分権の進行などにより、市町村規模のあり方などについてさまざまな議論がされています。

本町は、1970年(昭和45年)に圏域設定された東毛広域市町村圏に属し、近隣市町と連携して、林間学校の共同利用を中心に、市町村圏振興整備計画に基づいた事業を展開しています。位置的に栃木県と隣接し、埼玉県にも近いことから、県域を越えた連携にも努めています。

住民のニーズは、今後ますます広域化・高度化が進み、高齢化社会に対する要望などが増加することが予想されており、各種組合・協議会などを構成する関係市町との相互協力・補完を一層充実して、広域行政の推進に努めることが課題となります。

なお、周辺の町との合併は見送られましたが、合併の可能性は今後も引き続き検討課題です。

主要広域行政の状況

| 組 織 名 | 構 成 | 設 立 年 |
|----------------|--------|--------------|
| 邑楽館林医療事務組合 | 1市5町 | 1964年(昭和39年) |
| 館林地区消防組合 | 1市4町 | 1970年(昭和45年) |
| 東毛広域市町村圏振興整備組合 | 2市5町 | 1970年(昭和45年) |
| 大泉町外二町環境衛生施設組合 | 3町 | 1976年(昭和51年) |
| 館林市外五町介護認定審査会 | 1市5町 | 1999年(平成11年) |
| 太田市外三町広域清掃組合 | 1市3町 | 2000年(平成12年) |
| 群馬県後期高齢者医療広域連合 | 県内全市町村 | 2007年(平成19年) |

(資料：企画課)

【基本方針】

□広域化・高度化する住民のニーズに対応し、関係市町との相互協力を図るため、体制の強化と広域共同事業の推進を図り、効果的・効率的な広域行政の推進に努めます。

【施策の方向性】

1 関係市町との協力体制の強化

- ◇近隣市町をはじめ、県境を越えた関係市町との間での連携を強化します。
- ◇一層の広域行政の充実を図るため、協力体制の強化を図ります。
- ◇将来的には、合併の可能性を検討することも視野に入れた取り組みを検討・推進します。

2 広域共同事業の促進

- ◇両毛地域の公共施設の相互利用をさらに促進するなど、協議会や同盟会の共同事務事業の充実を図ります。
- ◇広域的なニーズに対応するため、一部事務組合の整備充実の検討、東毛広域市町村圏計画の促進に努めます。

【施策一覧】

| 施策名 | 実施主体 | 主な内容・計画・事業等 |
|---------------|--|---|
| 関係市町との協力体制の強化 | 町 | ○近隣市町との連携・交流の推進 |
| 広域共同事業の促進 | 町・一部事務組合 町・一部事務組合 町・近隣市町 町・近隣市町 | ○事務組合の整備充実 ○東毛広域市町村圏計画の促進 ○公共施設相互利用の促進 ○共同事務事業の充実・強化 |

8-2 住民参加と協働の推進

【現況と課題】

快適で魅力ある町を築くためには、住民の意向や要望を把握し町づくりに反映していくとともに、住民・地域・行政が相互に連帯感を強め、一体となった町づくりに取り組むことが必要です。

このため本町では、地域の実情に即したきめ細かな施策を推進するため、座談会やアンケートなどを実施し、住民ニーズの把握に努めてきました。広報活動では、「広報おうら」を毎月1回発行し、くらしのカレンダー、生活ガイドブックなどの刊行物の配布に加え、町のホームページや、おうらお知らせメールを開設し、各種情報を掲載しています。また、町内47カ所の屋外有線放送で、緊急事項を放送していますが、放送設備の老朽化が著しい状況にあります。

広聴活動では、町づくり座談会・子ども議会の開催や、町長室開放・ご意見箱の設置などのほか、毎年、町政モニターを委嘱して、地域の実情や要望の把握に努めています。また、広報に寄せられる住民の意見や電子メールの意見なども参考にしています。さらに、行政・法律・人権などの各種相談事業も定期的に実施しています。

近年、社会環境や住民のライフスタイルは著しく変化しており、広く、深く、住民のニーズを的確に把握し、迅速に町政に反映していくことが町づくりの課題となります。

また、行政が主体となった町づくりを推進するのみではなく、住民・地域・行政がそれぞれの役割と責任を明確にして、相互に協力しあいながら町づくりを進めることが重要です。そのためには、情報公開を推進して町政への参加機会を拡充し、関心や疑問を気軽に話しあえる場づくりなどを推進することが必要となります。住民や地域の自治意識の向上を推進することにより、対話と協働の町づくりに取り組むことが大きな課題です。

【基本方針】

- 町づくりの主役である住民の自治意識の高揚、活動への支援を図り、町政への参加を促します。
- 「広報おうら」や各種広聴会、相談事業などの広報・広聴活動をきめ細かく展開し、住民総参加の町づくりを推進します。
- 住民・地域・行政それぞれの役割と責務を自覚し、協働の町づくりを推進します。

【施策の方向性】

1 町政への参加の促進

(1) 意識の高揚

◇住民が必要としている情報を積極的に提供して、「自分たちの町は自分たちでつくる」という自治意識の高揚に努めます。

(2) 参加機会の拡充

◇各種団体や委員会などへの参加機会の拡充に努めます。

◇現行の町政モニター制度を充実し、モニターの意見や提言の活用を図ります。

◇将来的には熟度の高まりに応じて、ワークショップ・シンポジウム・住民主体の検討会などの組織化・実施を検討します。

(3) 活動への支援強化

◇住民の自主的活動について助言・指導を行い、円滑で活発な活動となるよう支援を強化します。

2 広報・広聴活動の充実

(1) 広報活動の充実

- ◇町政や住民サービスの情報を広く提供し、わかりやすく親しみやすい広報誌づくりに努めます。住民の生の意見・要望、提言などを生かせるように、「まちかど特派員」制度を活用します。また、職員で組織している広報委員の研修を行い、広報誌の内容の充実を図ります。
- ◇町の様子や町政の概要、住民サービスの情報を広く提供するため、生活ガイドブック・くらしのカレンダーなどの刊行物の定期的発行と内容の充実に努めます。
- ◇屋外有線放送は、設備の老朽化により故障が多発し、維持管理に大変苦慮している状況であるため、町防災行政無線の導入について研究します。
- ◇より広範で、多角的な広報広聴活動を推進するため、ホームページの充実に努めます。情報通信技術に関する調査・研究・導入を進め、新しいメディアへの対応を積極的に推進します。

(2) 広聴活動の充実

- ◇各種広聴活動などをきめ細かく実施し、幅広く住民の声の吸収に努め、住民と行政が共に町づくりを話しあう場の提供に努めます。
- ◇多様化・専門化する住民の相談に対応するため、現行の相談事業を拡大し、いつでも相談できる窓口の充実に努めます。

3 協働の町づくりの推進

- ◇町づくり全般にわたり、住民参加と情報の共有に努めることにより、共通の認識（目標）を持ち、住民・地域・行政相互のパートナーシップに基づいた協働の町づくり（住民一人ひとりが地域づくりの担い手として主体的に参加すること）を推進します。

【施策一覧】

| 施策名 | | 実施主体 | 主な内容・計画・事業等 |
|------------|---------|---|---------------------|
| 町政への参加の促進 | 意識の高揚 | 町 | ○意識高揚のための情報提供 |
| | 参加機会の拡充 | 町 | ○各種委員会等への参加機会の提供・拡充 |
| | | 町 | ○町政モニター制度の充実 |
| | | 町 | ○ワークショップ等の手法導入の検討 |
| 活動への支援強化 | 町 | ○活動への助言・指導 | |
| 広報・広聴活動の充実 | 広報活動の充実 | 町 | ○「広報おうら」の充実 |
| | | 町 | ○まちかど特派員制度の充実 |
| 町 | | ○広報委員（庁内組織）の研修 | |
| 町 | | ○刊行物（生活ガイドブック、くらしのカレンダー等）の定期的な刊行及び内容の充実 | |
| 町 | | ○町防災行政無線の導入 | |
| 町 | | ○情報通信技術の調査・研究・導入 | |
| 町 | | ○町づくり座談会・各種広聴会等の実施 | |
| 広聴活動の充実 | 町 | ○各種広聴活動のきめ細かな実施 | |
| | 町 | ○相談窓口の充実 | |
| 協働の町づくりの推進 | 町・地域・住民 | ○情報の共有と共通認識の推進 | |